

社会民主主義型福祉国家・社会と日本の労働運動 —スウェーデンを素材として—

猿田正機

はじめに

- (1) 日本は「福祉国家」か
- (2) 「福祉社会・スウェーデン」から日本の労働運動が学べること
 - 1. 日本とスウェーデンの市民生活
 - 2. 「企業社会・日本」と「福祉社会・スウェーデン」
 - 3. 格差社会・平等社会と労使関係
- (3) 福祉国家・社会への批判と憧れ・諦め
- (4) 「社会民主主義型福祉国家・社会」を否定して日本の労働運動は前進できるのか
- (5) 「スウェーデン型福祉国家・社会」への期待

おわりに

キーワード：社会民主主義型福祉国家、スウェーデン、企業社会、新自由主義、
日本の労働運動、中国労働運動

はじめに

2006年1月14日（土）18時58分、突然、「加藤好雄 編集長が、1月14日に永眠されました。」とのファックスが飛び込んできた。入院されているとは聞いていたので、心配はしていたのだが、まさかという思いであった。私と加藤さんは、深い付き合いがあるわけではない。しかし、かなり以前から原稿依頼があり、「いずれ書きます」と延ばし延ばしになっていた。2年ほど前の、2004年4月30日のファックスには次のように書かれていた。「猿田先生、連休に入ったところで恐縮です。福祉国家の論じ方／賃金制度から詰めるか、社会制度から詰めるか、くくって《賃金論の隘路と社会化戦略》。草稿、ご奮闘いただきたく、お願ひ致します。目鼻をつけていただけると有難いです。トヨタの賃金制度の研究レポート掲載の用意、いつでも可です。これもタノミマス。賃金と社会保障、加藤好雄」

『賃金と社会保障』誌は、大学院生の時代にゼミの仲間と調査報告を書いて以来、その後ほとんど論文を書く機会はなかったのだが、私にとっては大変身近で、多くを教えられた貴重な雑誌であった。学会の折りや文書で時折原稿を依頼された当時、私は経営学研究科長の任についており、また、社会政策学会や北ヨーロッパ学会の全国大会の開催などもあり大変忙しく、今日に至るまでその約束を果たせないできた。存命のうちにと思いつつ誠に申し訳ない気持ちで一杯である。ただ、トヨタ研究については「シリーズ・トヨタ研究」を、若い研究者の協力を得て、2004年6月上旬号の（その1）から2006年2月下旬号の（その7）まで続けることができ、少しは約束が果たせたかなと思っている。

加藤さんから依頼のあった「労働力再生産費の社会化」、「賃金・所得の社会化」については、私が黒川俊雄先生に学んでいた大学院時代以来の久しい頃からの思いがあり、それが現在の「スウェーデン研究」に繋がっている。また、福祉国家については1992年にスウェーデンを旅行し興味を持ちはじめて以来のテーマであり、何らかの形で論文にしたいという思いは強かった。加藤さん亡き後も、このテーマを忘れず研究・執筆を続けたいと思っている。本稿は、加藤編集長を偲びつつ、「社会民主主義型福祉国家・社会と日本の労働運動」への現在の思いを書いてみたい。とは言っても、私は経済理論の研究者ではない。専門は労働問題や労務管理論である。なかでもトヨタ研究がメインテーマでありスウェーデン研究がもう一つの研究テーマである。福祉国家を論ずるに充分な研究の準備がないことを承知で、自己の国内外の調査・研究と愛知労働問題研究所などの様々な経験をもとに、加藤さんを偲びつつ「福祉国家」への私の思いを綴ってみたものである。これを書かねばと思ったもう一つの理由は、最近、全労連が掲げている「もうひとつの日本」という用語に触発されたことがある。2005年の1月、北海道の勤医労の講演に呼ばれた際に、「もうひとつの日本」というテーマで自由に語って下さいと言われて以来、全労連や勤医労の組合員がこの言葉でどんな社会をイメージしているのだろうか、ということが気になって仕方がなくなった。それに対する一つの私なりの答えを出したいということである。全労連事務局長の坂内三夫氏は談話のなかで、「小さな政府」＝「ルールなき競争と格差・戦争する国」、「もうひとつの日本」＝「安心、平等、平和、働く仲間が元気の出る社会」（全労連ホームページによる。）と述べている。現在、日本の労働組合運動が目指すべき社会像とはどんなものなのか。本稿はそれに対する筆者なりの回答である。

(1) 日本は「福祉国家」か

日本は「福祉国家」か、という問い合わせるには「福祉国家とは何か」という問い合わせる必要があるが、本稿ではその点に触れる余裕はないので、ここでは日本とスウェーデンを比較する上で必要な限りで「福祉国家」について触れておきたい。

W. A. ロブソンによって「日本は未完成もしくは停滞状態にある福祉国家」^(注1)といわれ、また、成瀬龍夫氏もロブソンの見解を踏襲しつつ、次のように述べている。「『日本は未完成もしくは停滞状態にある福祉国家』といわれる状況にとどまったといわなければならない。その理由は、政府の明確な福祉国家志向は短い期間にすぎず、日本の国家政策は、その時期も、またその後も、資源配分の重点が経済成長の基盤整備から福祉サービスに大きく切り替えられることはなかったからである。のために、日本が1980年代以降西欧や北欧をしのぐ経済大国になっても、社会保障給付の水準はそれらの国々の水準に追いつき追いこす状態とはならなかった。また、福祉国家は、社会保障によるナショナルミニマムだけでなく、労働時間法制や最低賃金制といったレーバー・ミニマムでもその評価が問われるが、日本はこの面でも一貫して後進的であった」。^(注2)

戦後日本は、憲法第25条で【国民の生存権、国の社会保障的義務】を謳い次のように国家の保障責任を規定した。「①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」。1960年代より70年代の前半を通じて社会保障も整備され、一部に西欧や北欧並みの福祉水準を実現している状況もある。1961年の政府の『経済白書』のタイトルは『福祉国家への道』であり、1973年は、政府によって『福祉元年への道』と称され、国の福祉予算が増加したことでもあった。しかし、1980年代以降、中曾根内閣の姿勢はイギリスのサッチャー政権やアメリカのレーガン政権に同調して、脱福祉国家をめざす行政改革路線に転換するに至った。その後も、日本は新自由主義的政策下での規制緩和、民営化の推進によって経済・経営の運営はますます経営主導になり、公的セフティネットの水準が低下の一途を辿っている。他方で、労働者・労働組合の存在感はほとんどなくなってきた。かつて筆者は「福祉の充実に欠かせない労使関係の民主化」(『賃金と社会保障 No.1109』1993年7月上旬号)という論文を書いたが、その後の状況は一見、経営者絶対優位の様相を呈している。しかし、日本の社会福祉がこのまま後退の一途を辿るとは思えない。本稿では、日本における福祉国家・社会の建設・充実のために労働者や労働組合がなすべき課題は何なのかを、「社会民主主義的福祉国家・スウェーデンの労使関係」を素材としつつ、筆者なりの考えを展開してみたい。

日本の福祉国家のレベルについては、筆者もW. A. ロブソンとほぼ同じ認識をもっているが、現在の日本をより端的に表現するならば、「未完成のまま後退しつつある福祉国家」ということが適切であろう。労働組合運動とのかかわりでは、とくに雇用・失業保障、賃金の社会化、労働時間の短縮、健康・安全の確保という面での労働組合の役割の大きさを強調しておきたい。それらを土台として福祉国家は成立しうるからである。もうひとつ確認しておきたいことは、日本は広い意味では「福祉国家」と言うことはできるが、決して「社会民主主義的福祉国家」ではないし、

(注1) W. A. ロブソン『福祉国家と福祉社会』東京大学出版会、1980年、x viiページ。

(注2) 成瀬龍夫『現代社会政策』桜井書店、2002年、63~64ページ。

その経験もないということである。

では、日本が経験したことのない「社会民主主義的福祉国家」とはどんな国なのか。北欧福祉国家の最盛期に北欧三カ国を視察した内海洋一氏は次のように述べている。「わが国人々はしばしば北欧諸国を福祉国家と呼んでいるが、私たちの体験してきたところに従えば、北欧諸国の与党である社会民主党や労働党に属する人々の多くは、福祉国家という言葉も使うけれども、むしろ、社会主義という言葉を頻繁に用い、自国の政治が社会主義的であることを明言している」。^(注3)一方、当時の日本では北欧福祉国家は国家独占資本主義として左翼の批判の対象であった。^(注4)しかし、現実には北欧はほとんどの日本人の意識になかったと言った方が正確であろう。その代表ともいえるスウェーデンについて、1989年に一番ヶ瀬康子氏は次のように述べている。「ことにスウェーデンの場合には、少なくとも1970年代までは、日本においてほとんど注目されていなかった。また断片的にしか紹介されず、誤解もすくなくなかった。それは明治以来、日本の政府が、西欧とりわけ英、独、仏ならびに、米国との接触が多く、北欧諸国とは交流が少なかったからである」。^(注5)

現在、北欧なりスウェーデンはどうみられているのか。日本のスウェーデン研究者からは、スウェーデンは福祉国家としてのみならず平和国家、平等国家、教育国家さらには環境国家など非常に高い評価をえてきた。しかし、その代表的な見方はG.エスピニ・アンデルセンの「三つの福祉国家レジーム」のなかの「社会民主主義レジーム」としての北欧諸国であり、その代表としてのスウェーデンである。このスウェーデンを本稿では「社会民主主義的福祉国家」と呼んでいる。スウェーデン研究者の多くはスウェーデンを「実験国家」と呼び、「平和、平等、連帯、安心感—安全、環境」を重視する国に行く末に注目している。

小川有美氏は、「『北欧モデル』は社会民主主義の理念を実現した事例として一般的には理解される。それはスウェーデンそしてノルウェーで最も完成した形となり、……。しかし社会民主主義は先進資本主義国の『転換期』に適応できなくなったというのが今日の通説である」。^(注6)としつつ、次のように述べている。「『北欧モデル』は、かつては社会民主主義の理想を追い求めた実験社会として、その後はグローバリズムに乗り遅れたケインズ主義的福祉国家として、やや類型化した評価・批判を与えられてきた。しかし実は、北欧福祉国家はその時代々々の社会・経済的潮流に対してダイナミックに適応しようとしてきたのであり、いわゆる『黄金期』の終焉後も経済・福祉レジームの多角的な改革、政治と社会における『女性化』が進展した。だが今日、予想

(注3) 内海洋一「北欧型社会主義体制と労働市場」武藤光郎編『福祉国家論 北欧三国を巡って』社会思想選書、1965年、144ページ。

(注4) 拙著『福祉国家・スウェーデンの労使関係』ミネルヴァ書房、2003年参照。

(注5) 一番ヶ瀬康子『現代社会福祉の基本視角』自潮社、1989年、153～154ページ。

(注6) 小川有美「北欧福祉国家の政治」宮本太郎編著『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房、2002年、80ページ。

以上に急速に進む市場統合、移民等の国際移動は、従来に無い困難な政治的選択を迫っている」。^(注7)また、「黄金期の社会民主主義のもとでは、北欧の政治・経済・福祉はホーリスティックな『北欧モデル』として理解されていた。しかし今日それは、『部分レジーム』の集合というべき姿を呈するようになった」^(注8)とも指摘している。

EUの労働市場統合や金融統合によってヨーロッパが激変していることは否定しがたい。しかし、そのなかにあっても、筆者の研究や調査によると、北欧、スウェーデンの政治・経済・社会システムとその成果が日本と比べて優れているのではないかという思いは変わることはない。筆者はこれまでの研究で、日本を「企業社会」、スウェーデンを「福祉社会」と名づけ両国を比較してきたが、両国のどこがどのように違っているのか。それを以下で簡単にみておきたい。

（2）「福祉社会・スウェーデン」から日本の労働運動が学べること

1. 日本とスウェーデンの市民生活

スウェーデンと日本を比較して非常な違いを感じるのは、気候や人種、宗教、建物などの違いを別とすると、街を歩いている時に目につく看板の数や内容である。日本では、塾、結婚式場、各種病院、葬儀場やお墓の広告、大学の宣伝広告が非常に多くみられる。最近はテレビなどで、高齢者の不安につけ込んだ生命保険などの勧誘も多くなっている。ヨーテボリなどで、この種の看板を見かけることはほとんどなかった。当然であろう。スウェーデンに塾はなく、また、病院や教育など市民生活の基本的生活部分はほとんどがパブリックな機関でなされており、しかも無料か低料金だからである。従って、いわゆる「公務員」が多い。翻って日本をみると、塾にかかる費用は言うに及ばず、高校・大学進学など教育費にかかる費用はきわめて高学費^(注9)であり、医療負担も年々高まるばかりである。その上、死後の葬儀・お墓などの金銭負担まで考えておかなければならない。それにもかかわらず、結婚式などにかける費用は数百万円と高額である。スウェーデンでの聞き取り調査では、結婚にかける費用は、例えば20万円など少額であった。同様が一般的なスウェーデンでは、結婚式を日本ほど重要視していないということであった。

日本では基本的生活部分が、きわめて貧弱にもかかわらず、政治家やマスコミは民営化の大合唱である。そのなかで「絶対的貧困化」ともいうべき状況が進展している。国民生活はといえば、登校拒否児童が約14万人、完全失業者数約350万人、自殺約3万人、ホームレス約3万人などと増

(注7) 同上書、79ページ。

(注8) 同上書、106ページ。

(注9) 矢野裕俊「教育システムの国際比較」—福祉国家における教育戦略の展開に注目して— 埋橋孝文編著『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房、2003年、田中昌人『日本の高学費をどうするか』新日本出版社、2005年などを参照されたし。

え続けている。過労死や過労自殺も減る気配がなく、しかも過労死やホームレスは若年齢化しているという。消費者金融への依存による自己破産、家出、離婚、犯罪の多発なども後を絶たない。家庭内暴力や児童虐待、ひきこもりなども深刻化している。そのようななかで税や社会保険料負担の増大や失業給付などの削減が急テンポで進んでいる。

労働組合の大会すら右翼の妨害で開催が脅かされるという事態は、全く異常という他ではなく、テレビや週刊誌では低劣なタレントや評論家などが多数活躍しており、その内容の粗末さにはあきれ果てる番組も少なくない。しかも、せっかく良い映画やドラマを放映していても、大事な場面になる度にコマーシャルとなりしおちゅう集中力が切斷される。殺人など残虐な場面は頻繁に登場する。これでは視聴者に良い影響を与えるはずがなく、じっくり考える人間が育たないのでないだろうか。長期経済不況が続くなかで少子高齢化が急ピッチで進み、多くの国民が将来に不安を抱くのも当然といえよう。

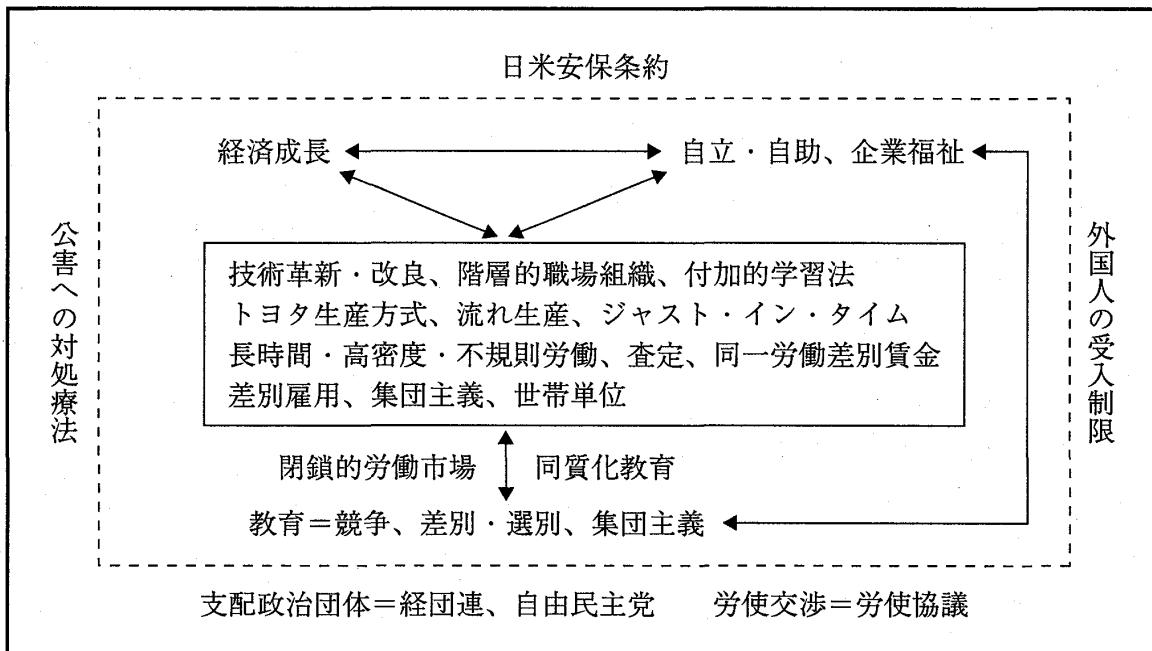
また、スウェーデンと日本の左翼が正反対の反応をする制度も多い。例えば、パーソナルナンバー（総背番号制）や政党助成金、モムス（「消費税」）などがそうである。日本でこの話をすると左翼の多くの人が反対を唱える。しかし、スウェーデンの場合には、これらの制度は政治への信頼があって成り立っている制度である。左翼が政権を取った場合にはどうするのか考えさせる点であろう。スウェーデンの政治で感心させられるのは、政治の分野で若い人や女性が活躍している点である。国会や地方議会の議員の約半数は女性であり、平均年齢は40歳代である。選挙権・被選挙権が18歳から与えられていることもあって、若い人の活躍が目立ち、60歳を超えた政治家はほとんどいない。しかも、地方議会では専業政治家は少なく、賃金も働いた時間で手当が支われている。

美術館、博物館、コンサートホールなども充実しており、料金も政府などの補助があるため非常に安い。図書館なども市民に使いやすくできている。移民や外国人のために、ヨーテボリやリンシェーピンなど各地域の市民図書館にも100カ国を超えるほどの世界各国の新聞を、市民が日常的に読めるようになっている。

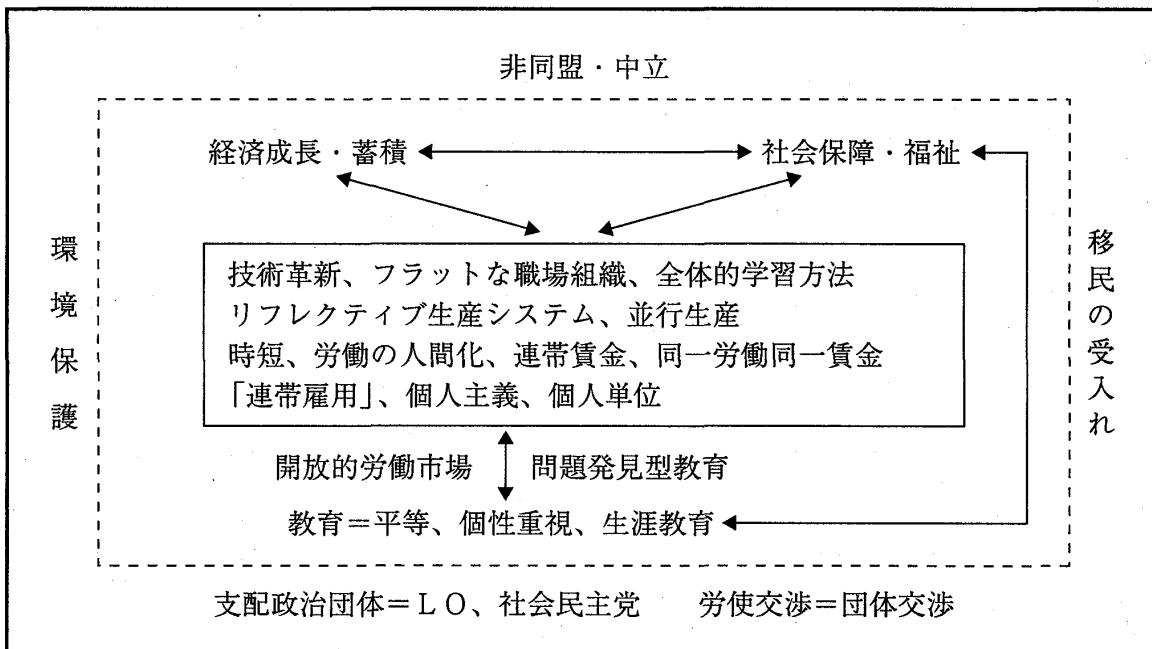
スウェーデンと日本の違いを考える上で、決して忘れてならないことは、お互いの国を築き上げてきた政党や経営者団体・労働組合の存在である。図表1は福祉社会・スウェーデンと企業社会・日本を図式化したものである。この図表は、筆者の前著『福祉国家スウェーデンの労使関係』（ミネルヴァ書房、2003年）の図表を本書の内容を考慮して若干修正したものである。これは労働組合LOと社会民主党の長期政権によって築かれてきたスウェーデンの福祉国家・社会と経団連と自民党によってつくり上げられた日本の企業国家・社会との違いを明らかにしようとしたものである。

図表1 企業社会（日本）と福祉社会（スウェーデン）

企業社会（日本）



福祉社会（スウェーデン）



2. 「企業社会・日本」と「福祉社会・スウェーデン」

日本とスウェーデンを比較してみて、現時点では比較的簡単に善し悪しの判断がつくと思われる領域・問題と簡単に結論の出せない問題がある。例えば、環境問題については日本のように「公

害への対処療法」を取り続けるよりは、徹底した「環境保護」政策をとる方が「持続可能な社会」環境をつくるためにはより良いと判断することはそう難しいことではない。^(注10) また、平和問題についても、戦争を繰り返し、敗戦の後、「平和憲法」をもっているにもかかわらずイラクに自衛隊を送り、一国の政治の指導者が靖国神社へ参拝し戦犯を賛美する国より、190年間戦争をやらず、長い間「非同盟・中立」を維持してきた国の方がより良い国ではないかと判断することも、ほとんどの人には可能であろう。^(注11) 移民への対応についてはどうか。スウェーデンの場合には政治難民をはじめ比較的積極的に移民を受け入れてきた。移民に対する教育、住宅や就職対策などにもかなりの努力の跡がみられる。しかし、日本の場合には、不法就労者を含めて外国人の数がかなり増えているにもかかわらず、移民の受け入れは極端に制限されている。教育や就職・医療・住宅など外国人に対する対策もきわめて不十分である。この移民問題は、今後の日本にとって重要な政治テーマになることが予想される。

国民生活の安全・安定性についてはどうか。日本の社会保障・福祉も他のアジア諸国や南米・アフリカ諸国と比較して充実していることは間違いない。しかし、先進資本主義諸国と比較すると様相は異なってくる。とりわけ北欧諸国との違いは明白である。日本の基本理念は国民の安全・安定は、「自立・自助」が基本であり、それを大企業などの企業福祉と国家の社会保障・福祉政策が補っている。その結果、医療・年金・介護などの諸制度からはみ出ている人も少なくない。昨今、所得格差が拡大するなかでセフティ・ネットの不備は教育の階層・階級間格差など、これまで以上に深刻な社会問題を生みだしている。

スウェーデンの社会保障・福祉も全盛期の60年代、70年代に比べて大幅な後退も指摘されている。しかし、国民全体を視野に入れた普遍的福祉の充実度は日本人には羨ましいほどである。なかでも特に指摘しておきたいのは、スウェーデンが重視する普遍主義的な医療・教育政策である。国民全体の子どもの健康・安全のための医療費と能力の発達のための教育費を無料ないし低料金で支えるスウェーデンの教育・福祉政策は経済の成長と福祉国家の発展をにらんだ自覺的なものであり、スウェーデン社民党の支柱をなす社会政策といってよいだろう。

一方、日本の自民党政治が目指してきたものは、入試選抜競争による少数のエリートの育成と彼らによる経済・経営の牽引による経済成長、そして結果としての労働者・国民の雇用の確保や福祉の向上である。受験競争の「勝ち組」たらんとする有名進学校への受験競争は依然として健在であり、トヨタなど大企業による海陽学園の設立など中高一貫の新たなエリート校づくりも始まっている。その際、3万人を超える自殺者や約3万人以上いるといわれるホームレスの存在、激増する失業者・非正規労働者や児童・生徒の落ちこぼれの存在は、活力ある競争社会ではやむ

(注10) 小澤徳太郎『スウェーデンに学ぶ「持続可能な社会』』朝日新聞社、2006年などを参照。

(注11) 藤牧新平「外交—貧乏な軍事大国から金持の中立小国へ」スウェーデン社会研究所編『新版スウェーデンハンドブック』早稲田大学出版部、1992年などを参照されたし。

を得ないものとして軽視ないし無視される。しかも、最近は地方自治体の就学援助金を受けざるをえない家庭が激増しているという。しかし、その政策が歪んだかたちではあれ日本の経済成長や「日本の福祉国家」を支えてきたことは確かである。

スウェーデンは日本とは別の道を選んでおり、教育目的は日本の現状とは異質といえる。国民全体の能力の発達と経済的自立・精神的自律を目指している。福祉国家の維持には全員の能力の発達・發揮は欠かせないものとみている。それが高い経済成長を支え続けてきた。どちらが福祉国家として相応しいか多言を要しないであろう。

日本人の場合、「福祉国家」というと完全雇用や老人・障害者の福祉をイメージすることが多い。しかし、社会民主主義福祉国家・スウェーデンをみると全生涯の安全・安心が福祉の対象になっていることが分る。留学中の調査で、とりわけ感心させられたのは将来を担う子どもに対する福祉諸施策である。

個人を対象とした児童手当のみならず小学校から大学院まで学費は無料で、全員に生活奨学金（貸与など）が与えられる。奨学金は9カ月分で、残りの3カ月はアルバイト（サマー・ジョブなど）をして生活費を稼ぐ。経済的自立への配慮がいろいろな面からなされている。就学前児童に対するディケアや子どもの住空間を考慮した住宅手当など普遍的福祉の充実度は日本の実状を知るものにとっては羨ましい限りであった。これでも以前よりは福祉水準は後退しているとのことであった。このような子どもに対する手厚い保護政策は国民の支持を得ており、スウェーデンでは依然として、労働者・市民・国民の連帯が維持されている。

ひるがえって日本をみると、塾などの費用を含む教育費や大学などの高学費は異常とも思えるほどであり、この教育費用とローンなどの住宅費は人びとの肩に重くのしかかっており、労働者・市民の意識を規定している。これは「少子化」の大きな要因とも言われている。若者の失業者やフリーター、ニートなどの非正規雇用労働者が激増し働く意欲や権利意識の喪失現象さえみられる。20歳を過ぎると勉学中の大学生にまで年金支払いの督促状が舞い込んでくる。生活費や教養・娯楽費を稼ぐために多くの学生が日常的にアルバイトをしている状況は、やはり異常である。アルバイト先では低賃金は言うまでもなく、約束違反の長時間労働やサービス残業など無権利状態が蔓延している。最近の所得格差の拡大は子どもの教育格差の固定化をも生みだしており、競争教育の下で差別・選別意識が染み込み、小泉政権下では「勝ち組・負け組」という言葉が日常的に使われるようになっている。その結果、労働者・市民・国民の間での連帯感がますます希薄化している。その結果、一方に長時間・高密度・不規則労働で苦しむ「勝ち組」の大群を生みだし、他方には、非正規労働者など「負け組」ともいえる不安定雇用労働者の大群や専業主婦を生みだしている。

また、賃金については「査定賃金、同一労働差別賃金」と「連帯賃金、同一労働同一賃金」というごとく、考え方について明確な違いがみられる。

「少子高齢化」は日本社会に潜む矛盾を集中的に表わしている。若者が子どもを生まない、生めない、生んでも育てられないような社会環境では、日本が健康な社会であるとは決して言えない。新自由主義経済・市場主義経済の浸透は日本社会において競争原理を一層支配的なものとしている。その結果、一方では、社会的なセフティネットの欠如の下での格差・階層問題の深刻化は益々、労働者や市民・国民の間での連帯の必要性を高めている。国民全体の能力の発達が経済成長に貢献することは否定できないが、ではその経済の発展を支える経営・生産・労働システムについてはどうか。

日本の「トヨタシステム」と「トヨタウェイ」の世界的評価は依然として非常に高い。スウェーデンが生みだした革新的システムを導入したとされる「カルマル工場」は閉鎖され「ウデバラ工場」も今ではコンベアシステムに様変わりしている。では、かつてのウデバラの「リフレクティブ生産システム」「並行生産」はトヨタシステムより劣っていたのか。その結論は現時点では出すことはできないが、現実の問題としてトヨタシステム＝リーン生産システムが世界を席巻しつつあることは否定し難い。スウェーデンでも経営者のみならず研究者や労働組合でもその検討がなされている。

トヨタシステムは企業内モデルであるが、これとは別に、世界最高水準の福祉国家モデルとして世界に知られているのがスウェーデン・モデルである。両者の共通点は、第一に、ともに非常に教育を重視してきたという点である。しかし、トヨタが「企業内能力、集団労働能力」を育成し、「企業人間」をつくり、スウェーデンが「社会的能力・連帯能力」を育成し、「社会的人間」をつくってきた点は大きく異なっている。第二に、システムとして非常に一体的に作られ、また継続的に改善・改良され続けてきたという点では類似している。一方は「継続的改善企業」であり、他方は「継続的実験国家」である。継続的に改善を重視してきた点で共通している。しかし、その内容はまったく異なっている。明瞭な相違点は、トヨタシステムは企業レベルのシステムであり、スウェーデンモデルは国レベルの社会システムであるという点である。つまり、トヨタシステムは企業・経営のシステムとして見事に計画化され、職場のすべてが整然としているが、一端、工場・企業の外に出ると、いわゆる「無政府性」が支配する社会であるということである。例えば、具体的には、労働者や非正規労働者の家庭生活がどんなに空虚なものであろうと、労働者が心身の活力のほとんどを会社のために消費してくれる限りは、つまり企業の発展に障害がない限りは無視する。トヨタにとっては企業内での、いわゆるトヨタ的な「人間性尊重」がすべてであり、企業内外でいかに不幸でもほとんど問題とはなり得ない。スウェーデンモデルの場合には、老人や身体障害者を含めた国民・市民の生活の充実が最優先課題である。生産・経営システムや労働の人間化は、あくまでもその一環として位置づけられている。

要するに、「トヨタシステム」は企業の効率性中心のシステムであり、スウェーデンの「リフレクティブ生産システム」は、人間の発達・人間性と効率性を同時に追求しようとするシステムと

いえる。「トヨタシステム」がいわゆる「企業社会」のなかで育ち発展し、「リフレクティブ生産システム」が「福祉社会」のなかで生まれたことは不思議ではない。しかし、この両方の生産・労働システムが、今後どう発展していくのか、ここで今結論を述べることはできないが、長期的には、人間の全面的発達や生活を軽視した生産システムに未来があるとは思えない。^(注12)

グローバル化・ボーダレス化・情報化や環境破壊が急速にすすむなかで、日本国内では政治不信や政党嫌悪感が増幅されている。日本の政治や労働組合は何をすべきなのか。例えば、政治について岡沢憲美氏は次のように述べている。「有権者の政治離れ、政党拒否がピークに達している今、選挙デモクラシーに必要なことは、『開け、開け、もっと開け』の精神である。〈包括の論理〉で参加枠を拡大し、新しい声で新しい時代を切り開いてもらつたほうが、デモクラシーは強化されるのではないか。デモクラシーの歴史そのものがそうであった」。「そこでまず、選挙権年齢の18歳への引き下げ、被選挙権年齢の統一と18歳への引き下げを提案したい。世界と常識を共有することは、グローバルなコンセンサスの重要な側面であろう。・・・さらには、在外邦人選挙権をいち早く導入し、在住外国人への地方選挙権・非選挙権付与問題を真剣に検討して欲しい」。^(注13)

女性や若者や外国人の政治のみならず労働組合運動への参加促進は、このグローバル化・ボーダレス化・情報化する世界状況のなかでは、日本にとっても避けて通ることはできない緊急の課題であろう。女性の各界への進出は、ヨーロッパ、とりわけ北欧に比べて大きく後れを取り、さらに若者や外国人を政治から、相変わらず排除している。女性や若者の政治不信や政党嫌悪感が強まるのは当然といえよう。若者の投票率を云々する前に、まず18歳以上の国民に選挙権・被選挙権を与えるべきである。小泉首相は「靖国問題」を個人の心の問題とし、侵略を受けた中国・韓国の国民の心を無視し、また、格差問題を軽視し生活に苦しむ国民の心を軽視して憚らない。若者を信頼せず、女性や外国人を排除するような政治をいつまでも続けていては日本国民の未来は非常に暗いものとなろう。政治のみならず、労働組合運動にとっても若者や女性・外国人の運動への参加なくして新しい時代を切り開いていくことはできないであろう。

3. 格差社会・平等社会と労使関係^(注14)

本項では、日本とスウェーデンの賃金・所得格差問題を簡単に整理しておきたい。日本の賃金格差問題としては、年齢別格差、性別格差、企業規模別格差、地域別格差、雇用形態別格差などを上げることができる。これらの賃金格差は総体として、かつて黒川俊雄氏によって見事に描き

(注12) 浅生・猿田・野原・藤田・山下『社会環境の変化と自動車生産システム』法律文化社、1999年、田村豊『ボルボ生産システムの発展と転換フォードからウッデヴァラへ』多賀出版、2003年など参照されたし。

(注13) 岡沢憲美『連合政治とは何か』日本放送出版協会、1997年、253ページ。

(注14) 格差社会や平等社会については、橋木俊あき『日本の経済格差』岩波新書、1998年、佐藤俊樹『不平等社会日本』中公新書、2000年、三浦展『下流社会』光文社新書、2005年、竹内・中西・後藤・小池・吉崎『平等主義が福祉をすくう』青木書店、2005年、白波瀬佐和子編『変化する社会の不平等－少子高齢化に潜む格差』東京大学出版、2006年、など参照。

出された、いわゆる「日本の低賃金構造」を形づくってきた。^(注15)

これまで日本の研究者が大きな問題として意識してきたのは年齢別賃金格差であつた。日本の労使関係は年功的労使関係を特徴とするが、1960年代後半以降、「能力主義管理」とともに職能給の導入が定昇・ベースアップを利用して進められた。人事考課（査定）の強化・徹底をすればするほど個々の労働者や労働組合には決定基準やあがり方が見えにくくなる事態が急速に進行した。日本的特点ともいえる人事考課（査定）による各種の賃金格差は、労務管理の中心的な手段として、労働者の分断と従業員の動機づけに最大限利用されてきた。しかし、労働組合が年齢別賃金格差の解消に取り組んだことは決して多くはない。男性中心社会の下で、若年男性はいずれ中高年にならざれば高い賃金を貰えるとの意識もあり、年齢別賃金格差の廃止が労働運動の中心的課題になったことはなかったといってよい。これが深刻な賃金問題として意識されはじめたのはジェンダー問題の深刻化とともにあってであった。むしろ、労働運動のなかでは大幅な企業規模別賃金格差、つまり中小企業の低賃金の存在が注目され、最低賃金闘争として取り組まれた。しかし、長い間、賃金闘争の最大の課題は、「大幅賃上げ」要求であった。年功賃金や年功的能力給のもとで「大幅賃上げ」闘争が継続的に取り組まれたことによって、大企業では経営主導の賃金体系改革が急速に進むこととなった。

現在は、これに加えて、非正規労働者の激増による雇用形態別賃金格差問題が深刻化している。また、退職金格差や年金取得者の激増により厚生年金、共済年金と国民年金の大きな年金格差が顕在化し深刻な問題となっている。これらに加えて、累進税率を引き下げるによる高所得者と低所得者間の所得格差が顕著に拡大し社会問題化しつつある。

また、失業率の高止まり、異常に高い若年失業率や非正規労働者比率、フリーターやニートといわれる若者の激増、さらにはホームレス、生活保護受給者の増加、預金率の低下など賃金・所得格差の拡大と雇用・生活不安の深刻化を示す兆候は枚挙にいとまがない。このような雇用・生活不安の深刻化は格差拡大という数字上の問題だけではなく、中高年や若年層を仕事や雇用から排除することによって、人間的にも人格崩壊や道徳的退廃をもたらす可能性が高い。それは結果として、「豊かな社会」を築くうえでの障害となろう。いわゆる「勝ち組」だけで「生活大国」を築くことは出来ないからである。いわゆる「負け組」を踏み台や犠牲にして築いた社会を「福祉社会」と呼ぶことは出来ないからである。それはスウェーデンとの比較によても歴然としている。

現在では、賃金・所得格差の拡大が社会問題化するまでに深刻化している。それが結果として、極端な日本の「少子高齢化」を生みだす要因ともなっている。しかし、この日本の賃金・所得格差の拡大は小泉首相によって否定されただけでなく、競争・格差が賛美された。日本の所得格差が拡大していることは多くの研究者によって実証されていることであり、また、賃金格差問題の

(注15) 黒川俊雄『日本の低賃金構造』大月書店、1964年。

深刻さも周知の事実である。私は、とりわけ多く労働者・市民の雇用・賃金・生活破壊に注目している。^(注16)それを政界・財界の首脳は積極的に肯定している。まさに日本の政治は企業の意思を体現しているといえる。筆者は日本の労働運動は世界の先進的な労働運動の経験・成果から大いに学ぶべきであると考えている。その意味で、スウェーデンの労働組合の取り組みを参考にして日本の労働組合の方向性を考えることは意義あることであろう。

スウェーデンの賃金格差を見る場合に最も重要なのは職種・職務別賃金格差である。この賃金格差にはブルーカラーとホワイトカラーの賃金格差問題や性別賃金格差問題をも含まれている。企業規模別賃金格差は日本のように大きな問題とはなっていない。スウェーデンでのヒアリング調査で感じたのは、むしろ地域別賃金格差であった。また、フルタイム労働者とパートタイム労働者の賃金格差も問題点として指摘されている。賃金格差問題は労働組合のナショナルセンター間賃金格差の問題としても把握されている。

スウェーデンでは、60～70年代前半に「レーン・メドナーモデル」の採用による連帯賃金政策によって、最低賃金が大幅に引き上げられ、男女別賃金格差をはじめとする各種の賃金格差が大幅に縮小した。最近、再び若干賃金格差が拡大しているとはいえ、世界でもトップレベルに平等化の進んだ国であることは否定できない。しかも、それと並行して、社会保障や社会福祉政策の充実がはかられるとともに家族の「世帯単位」から「個人単位」への転換が進められたのである。これを「賃金・所得の社会化」と呼ぶことができよう。エスピング・アンデルセンは、これを「脱商品化」という概念を使って各国の比較分析を行なっているが、スウェーデンは、先進的な意味で、いわゆる「脱商品化」が最も進んだ国の一である。

基本的なところでは、スウェーデンは平等の教育、連帯による労働・生活の平等と効率性の同時追求を、日本は選別・差別のための競争教育と競争的職場秩序づくりによる効率性を追求してきたといえる。これらの教育が、一方のスウェーデンでは問題発見型・個性重視の教育とともに福祉社会を築く基となり、他方の日本では同質化教育のなかでの「一元的能力主義」の下で選別・差別が行われ、企業社会をつくる基となった。その結果、一方における、いわゆる「エリート」と他方における、大量の「落ちこぼれ」の出現である。その結果、子どもの頃からお互いの助け合い・連帯という精神は薄れ、人間的絆の分断が広範化した。

企業はまた、外部労働市場でも、国内に早くから閉鎖的な階層的労働市場を作り上げてきた。大企業を頂点とするピラミッド構造である。この構造は賃金・労働条件の格差構造をともなっていた。それ故に、例えば、一旦大企業を離職したら、その多くの人は、それより条件の悪い下位の労働市場へ転落するしかないという状況が長い間続いた。それに反して、スウェーデンの場合には同一労働同一賃金と連帯賃金制の下で、労働者間の賃金格差は日本と比べるとはるかに小さ

(注16)『経済』編集部編『仕事と生活が壊れていく』新日本出版社、2004年、参照。

い。そのため労働市場も開放的であり、転職も比較的容易である。労働者や市民・国民の間に、お互いの生活に責任を持つという強い意識が感じられる。それは小さい賃金格差や普遍的な社会福祉の充実度をみても明らかであろう。

日本の場合には、企業間の差別的な賃金・労働条件のみならず同じ企業内でも職場組織の差別的な階層性はハッキリしており、さらには職場には、パートや派遣労働者など様々な雇用形態の労働者が多数働いている。しかも、その賃金・労働条件は経営者の意のままに非常に大きな年齢別、性別、雇用形態別格差がみられる。この状態は、最近より一層深刻な事態になりつつある。しかし、ほとんどの労働者はいかに不満があっても交渉する場すら持っていないのが現状である。一方、スウェーデンの場合には、常用労働者や常用パートは言うまでもなく、期限付きパートや派遣労働者の多くも組織化されており、同じ組合の仲間である。労使の労働協約は未組織労働者にも適用されている。

スウェーデンの経験から言えることは、労働組合にとって重要なのは、賃金面での連帯賃金（同一労働同一賃金）、雇用面での「連帯雇用」、失業時の職業訓練や教育そして失業保障、労働時間面では労働時間の短縮、サバティカル休暇の拡充、バカンスなどのための長期有給休暇の確保であり、社会保障・福祉面では児童手当、住宅手当や年金であろう。労働の人間化や労働環境の改善も重要である。これらこそが労働組合運動が獲得すべき主たる目標であることをスウェーデンの労働組合運動は教えているのではないだろうか。スウェーデンの労働者はこれらの目標を団体交渉や政権を獲得することによって達成してきたといえる。^(注17)

このようにスウェーデンの労働運動が獲得してきた成果は日本の企業別組合による賃金交渉や労使交渉の成果とは異質のものである。この骨格部分の欠如が日本の福祉国家・社会づくりを困難にしていることは明瞭である。これは企業別組合中心の賃金交渉や労使交渉で福祉国家・社会の建設は不可能なことを示しているのではないか。

日経連や経団連は日本の労使関係を賛美し続けている。しかし、労働組合運動の実態はといえば、終戦直後の1945年末に日本で労働組合が合法化されて以来、今ほど労働組合の存在感がなく、また、評価が低い時代はなかったのではないかと思われる。経営者の「日本の労使関係」の賛美と日本の労働運動の凋落・低迷、そして労働者状態の悪化という現実は実に対照的である。最近の日本のマスコミは労働組合が政治の表舞台に出ることを嫌っているようにも思える。

しかし、現実の日本の社会環境は詳しく述べることはできないが、大きく変わりつつある。例えば、後藤道夫氏は次のように述べている。「日本型大衆社会統合」の中心をなす仕組みであった「企業主義統合」と自由民主党と行政による、農村部住民や都市の零細中小業種の人々への各種の国家保護という「巨大な安定装置が大きく収縮を開始し、再編成されはじめた」。しかし、「1970

(注17) 摂著『福祉国家・スウェーデンの労使関係』ミネルヴァ書房、2003年、及び摂編著『日本におけるスウェーデン研究』ミネルヴァ書房、2005年、参照。

年代中葉以降、日本の労働運動は長期の衰退期に入り、1990年代でもそれを脱していない。この長期の衰退の歴史的条件となったのが、1960年代から形成された企業主義統合であった。日本型雇用はその基盤であったから、現在の変化は、労働運動の対抗力を削いでいた歴史的条件が後退していくことをも意味している。その影響は遅かれ早かれ現れる」。^(注18) ここで指摘されている「労働運動の対抗力を削いでいた歴史的条件」の後退が日本の労働・社会運動にどういう影響を及ぼすことになるのかは、まだ不透明である。

（3）福祉国家・社会への批判と憧れ・諦め

以上のような厳しい日本社会の現状と北欧福祉国家への憧れは一部のマスコミのなかにも研究者や労働・社会運動の活動家のなかにも強いものがある。部分的に北欧に学んで様々な実践を試みている人々もいるが、社会システムとしてのあまりの違いに絶望的になっている人々も少なくない。例えば、1991年に正村公宏氏は、日本の政治家がいかに国家の進路をまとめて議論していないかを、次のように述べている。「不思議なことに、日本の国会は日本という国家の針路をまとめて議論することを久しくやめてしまっている。国民に相応の負担を求めて政府が社会保障や社会福祉の分野で十分な役割を担うようにすべきだ」という『高福祉・高負担』型の福祉国家の提案が1960年代からいくつかの主体によって提出されていた（当時の私自身も基本的にはそうした立場に立っていた）のだが、与野党いずれの政治家も、それを無視してきた。野党第一党の社会党は、基本的にソ連型の『社会主義』を目指す綱領をもっており、『福祉国家』の実現をまとめて追求しようとしたかった。当時、『高福祉・高負担』の必要を説くと、多くの野党側の政治家たちやマルクス主義的な理論家たちからは、『軍事費を削って社会保障に回すことが先決だ』という解答が必ず返ってきた。仮に軍備の全廃に関する国民多数の合意が成立したとしても（それはいまでもほとんど不可能だが、当時の国際情勢のもとではもっと困難であった。）軍事費がGNPの1%に満たない日本の場合、どれほどの社会保障や社会福祉の充実が可能であるのか、彼らは考えてみようともしなかったのである」。^(注19)

日本の労働・社会運動において、いわゆる「福祉国家」が「国家独占資本主義国家」として長い間批判の対象とされてきたことについては、以前に詳しく触れた。北欧に関する限りは、その批判の多くは事実誤認に基づくものであった。それは日本労働者協同組合連合会理事長の永戸祐三氏の次のような発言にもみられる。「20世紀の最も大きな事件として、ソ連をはじめとする社会主義の崩壊があげられます。それと、いま激しく進行している『市場至上主義経済』の暴走があります。これもふくんで経済のグローバル化が激しくすすめられている。私は、21世紀の早い時

(注18) 後藤道夫『収縮する日本型＜大衆社会＞－経済グローバリズムと国民の分裂－』旬報社、2001年、7ページ。

(注19) 正村公宏『日本の課題 21世紀の経済システム』東洋経済新報社、1991年、140～141ページ。

期に、この市場至上主義経済は破綻するだろうとみています。もうひとつ、北欧型の福祉国家も破綻しつつある。日本などの資本主義国家も、社会主義的要素を取り入れて福祉国家的な方向をめざした流れもあったようですが、これも破綻したといえます」。^(注20) さらに、「それらに変わるものとして、労働者協同組合（ワーカーズコープ）は、『新しい福祉社会の創造』をかかげていますが、そこでいう“福祉社会”と先ほど出た“福祉国家”とは、どのように違うのでしょうか。」という質問に対して「いちばん大きな違いは、誰が主人公か、という点です。福祉国家の主人公は“国家”ですが、私たちがめざす福祉社会の主人公は“市民”であり“働く人々”です。“福祉”という概念も変わってきます。今では福祉というと、障害をもった人々や、一般的な生活環境が保障されていない人々への救済措置ととらえられてきました。新しい福祉社会というのは、人間が生活し、発達する権利を本当の意味で保障する社会のこと。いいかえれば、すべての人々が人間らしく生活できる社会を、市民自身の手で創りあげていく社会なのです。」^(注21) と答えている。現時点で、国家や民主的な議会の存在をどう考えるのか、という疑問をとりあえずおくとしても、永戸氏が「北欧福祉国家」の実態を全く知らずに、その「破綻」や「福祉国家の主人公は“国家”」として批判していることには驚くほかない。永戸氏が「新しい福祉国家」といっている道を、協同組合運動を含めて追求してきたのが、世界の多くの国々のなかで、とりわけ北欧福祉国家といわれる国々であるというのは、現在では研究者などの常識となっている。それにもかかわらず、「北欧型福祉国家」などの「破綻」の後に、労働者協同組合運動により「新しい福祉社会」を目指すのだ、という主張は無知から出たこととはいえ、残念なことである。これでは「新しい福祉社会」を創造する力を結集することもできないだろう。

本来、日本の社会民主主義を担うべき位置にあったかつての日本社会党が、なぜ消滅せざるをえなかったかについては以前に触れたが、この点について五十嵐仁氏は次のように述べている。「結局、社会党の衰退には、イデオロギーや政策・方針上の要因、『企業社会』の確立という社会的背景の影響が皆無だったとはいえないにせよ、それ以上に、政党としての構造や活動のあり方それ自体に問題があったと考えざるを得ない。イデオロギーや政策・方針上の硬直性を生んだのも、不利な社会的背景を政治的に克服できなかったのも、『政党支持の強制』による労働組合との特異な結びつきや、共産党に対する強いコンプレックス・対抗心など、政党としての組織構造や活動のあり方の面での問題が存在したからであり、それは、ヨーロッパ的な社会民主主義との大きな違いでもあった」。^(注22)

また、日本共産党の志位和夫氏は日本の社民党とヨーロッパの社民党の違いについて次のよう

(注20) 「インタビュー① 21世紀ビジョンを永戸理事長に聞く 自立した市民が創り出す協同労働・共生の時代」『WORKERS COOP』日本労働者協同組合連合会、1999年、3ページ。

(注21) 同上。

(注22) 五十嵐仁『政党政治と労働組合運動—戦後日本の到達点と二十一世紀への課題』御茶ノ水書房、1998年、202ページ。

に述べている。「ヨーロッパの社民と日本の社民の場合の決定的な違いは、日本の社民が国民的根を持たなかつたということですね。つまり、自前の組織を建設しなかつた。ヨーロッパにいきますと、社民でも実際にかなり国民に根ざした組織を持っている。ただヨーロッパの社民と、われわれとの違いは、軍事同盟－NATO賛成なのです。つまり非同盟・中立という流れではない。これが現状擁護の根になってくる。この違いは大きいですね。ヨーロッパの社民が国民の要求を反映して、一定の社会保障を実現した。これはひとつの歴史的事実として見ておく必要はあると思います。ドイツにしろ、フランスにしろ、日本とは比べものにならない社会保障の到達点がある」。^(注23) この認識は、気になる点はあるが、以前の共産党の福祉国家批判からは大きく前進していると評価しうる。

「革新自治体はミニ福祉国家だったので、その再版はできると思います」。^(注24) と主張する後藤道夫氏は、福祉国家の展望について次のように述べている。「ただ私は福祉国家がすぐにできるとか、しかも、福祉国家が一つの国で完結するとは思っていません。できたところで、世界市場の側から袋だたきに遭う可能性が高いですから、グローバルあるいはナショナル・レベルで長期的・安定的に福祉国家が維持できる状態がすぐに可能だとはしばらくは思えない。だから、ローカルにあるいは非長期的な見通しでやるしかない。それで、勝ったり負けたりしながら全体として力を蓄積する方法以外には、いまのところわれわれには選択肢はないだろうというのが率直なところです」。^(注25) 福祉国家が一国で完結しないという認識はG.ミュルダール『福祉国家を越えて』（ダイヤモンド社、1970年5月）の指摘とも一致しており、多くの人が認めるところであろう。仮に、「袋だたきに遭」いながらも各国がナショナル・レベルでも、あるいはより広い、例えばEUレベルでも、お互いが協力・連帯しながら福祉国家の建設に努力することが現在、われわれが求められていることではなかろうか。

しかし、現実の厳しさを前に次のような見解を持つ人も少なくない。例えば、二木立氏は次のように述べている。「それだけ今の現実をリアルに厳しくみているのに、何か夢物語みたいに新福祉国家のビジョンを語ることになんの意味があるのかわからない」。「逆にいうと、すごく厳しいとしたら、対抗軸として『新福祉国家』なんて壮大なビジョンを提起するよりも、もっと地道なそれぞれの分野の改革を語るほうがいいのではないか。特に社会保障、医療に関してそうです。・・・つまり、池上直巳さんのいう『抜本改革よりも、当事者による地道な改善の積み重ねのほうが効果的』という立場です」。^(注26)

また、日本の場合の「民主化の中心的課題」を「政権交代のある民主主義」への移行と捉える後房雄氏（名大）は次のように述べている。

(注23) 志位和夫「日本共産党は無党派市民と共同できるか」『世界 第644号』1998年1月、233ページ。

(注24) 「座談会 二一世紀の社会保障と福祉国家」『ポリティック02』旬報社、2001年、134ページ。

(注25) 同上書、34ページ。

(注26) 同上書、134～135ページ。

「冷戦終結によって最終的に社会主義化の危険が消滅したため、保守の側としても、革新（ひいては社会主義）の側への譲歩となるという危惧からまったく解放されてさまざまな改革を自由に構想し試行できるようになった。いずれにしろ、ポスト・フォーディズムへの移行、および脱冷戦という二重の過渡期として現在を捉えるならば、政治改革、行政改革、経済（構造）改革、福祉改革など一連の『改革』が最近のブームとなっているのは根拠のあることといわねばならない。それらの改革は、新保守主義と社会民主主義の双方にとって共通の時代の課題なのである。たしかに現在の日本においてはそれらの改革は保守主導で保守的色彩を帯び進行しているが、それは保守の方がそうした改革への取り組みにおいて先行し、旧革新の側が防衛ばかり叫んで改革のオルタナティヴを提起していないためである。現在必要なのは、『改革派』を保守的反動と等置して単純に敵視することではなく、改革という共通の舞台にのぼって有効な対抗力を行使しうるような社会的民主主義に立つ『改革派』を形成することだと私は考える（それは、守旧派に対抗して保守の改革派と連携するような可能性をも含む）」。^(注27) 「『革新』の衰退が決定的となった現在、政治的民主主義と市場メカニズムを永続的な前提として共有しつつ、公正、連帯、共生などのような社会的価値に力点をおく方向へとそれらを改革することを志向する社会的民主主義勢力の形成が緊急に必要であり、また可能ともなっているということである。旧『革新』の諸要素がその過程でどの程度の役割を果たせるかは自己刷新の程度次第ということになるだろう」。^(注28)

さらに、後氏は新聞紙上で次のように述べている。「日本共産党は戦後、ファシズム復活を阻止する勢力として大きな役割を果たしてきた。しかし、今の日本の政治課題は、定着した民主主義をいかに成熟させるか、政権交代という習慣を導入できるかに移ってきてている。皮肉なことに、共産党がその障害になってしまっている。政権担当可能な非自民の勢力を作ろうとするときに、共産党を加えないと数が足りないからだ。同党自身が体質転換して、新しい政権担当勢力に加わる選択をする必要がある」。^(注29) 日本共産党が日本の民主主義の成熟の障害になっているという指摘は、階級的・民主的といわれる日本の社会・労働運動を担ってきた多くのグループや人々にとって強烈である。しかし、日本共産党の体質・方針がどうなるかは、階級的・民主的といわれる諸運動への影響力が甚大なだけに、今後の日本の民主化にとっても決定的に重要な点であろう。これは、言うまでもなく、労働運動にとってもそうである。スウェーデンなどの経験をみても共産党抜きの左翼の政権獲得は考えにくい。

(注27) 後房雄「ポスト・フォード主義をめぐる社会的・政治的対抗」『経済科学通信 第80号』、1996年2月、33~34ページ。

(注28) 同上書、35ページ。

(注29) 朝日新聞、2002年7月6日付。

（4）「社会民主主義型福祉国家・社会」を否定して 日本の労働運動は前進できるのか

「新自由主義国家」の批判については、二宮厚美氏の著書^(注30)などを参照していただくとして、ここでは福祉国家を否定する反福祉国家論者や新自由主義者について、とりあえず、次の吉崎祥司氏の文章を引用しておきたい。

「福祉国家が、『自ら助くる』ことをしない怠け者をつくりだし、人びとの自立を妨げ、かくして個人と社会のモラルを低下させているという反福祉国家論者や新自由主義者の論難に根拠がないことはあきらかである。福祉国家が『〈自助〉努力、労働モラルを損なう』というのは『新保守主義』による『濡れぎぬ』（相沢与一）である。ウイレンスキーが言うように、老人がすべて安定した人並みの年金を手に入れ、また早期退職を要求されたり、健康な家族がいることなどで不利な扱いを受けることがなく、若者が奨学金等の援助を得つつ、多様な教育機会と職業訓練サービスを受けることができ、保育所等の整備によって母親の就労希望が実質的に保障され、あらゆる人びとが低廉な費用で、必要にして十分な医療を受けることができ、住宅等の生活基盤整備がゆきとどき、失業のリスクが軽減され、失業補償と再訓練・再就労が公共的サービスとして整備されており、子ども、寡婦、病人、障害者に対する人間的な生活水準や適切な教育機会、就労が保障され、労働の安全と労働災害保障が十分な水準で行われている場合、このような『場合一体どうして国民のモラルが低下するといえるのだろうか？』」。^(注31)

事実認識にいろいろな混乱がありつつも、左翼の社会・労働運動のなかで福祉国家建設への思いは徐々にではあれ強まってきているとみることができる。しかし、このような環境変化のなかにあっても、労働運動のただなかで依然として社会主義に熱い思いを持ち続けている研究者に労働総研代表幹事の大木一訓氏がいる。本稿は、大木一訓氏の諸論考を、主な素材として昨今の日本の労働運動について論じてみたい。大木氏は、私にとって愛知県に赴任して以来25年、主として愛知労働問題研究所の活動を通じて多くのことを学ばせていただいた学兄ともいうべき存在である。現在は労働総研の代表幹事として活躍されている。私が大木氏と労働運動の認識が決定的に違ってきたのは、私が1980年代後半以来、毎年のように外国に調査や旅行、そして留学へ出かけるようになってからである。その間、大木氏もイギリスへ留学されたり、ドイツの研究者などの交流を深めてきた。調査研究を中心に研究を進めてきた私は、自分の目で確かめた事実に忠実であれというのが私の信条であり、多くの外国経験の結果、視野は大きく広がり世界の見方もかなり変化した。大木氏はイギリス留学後も書かれたものなどから判断する限り認識にほとんど

(注30) 二宮厚美『新自由主義の暴走』新日本出版社、1999年、同二宮厚美『日本経済の危機と新福祉国家への道』新日本出版社、2002年など参照。

(注31) 吉崎祥司「福祉国家をめぐるイデオロギー的対抗の基相」『平等主義が福祉をすくう』青木書店、2005年、154ページ。

変化はなかった。それは以下でみるとおりである。

研究者の見解に違いがあっても何ら不思議ではない。しかし、事実については誤解があつてはならないだろう。私は、大木氏を批判するために、この論文を書いている訳ではない。批判のための批判は私の好むところではない。ただ、大木氏の発言が現在でも労働運動のなかで一定の影響力があるために、どうしても気になる点を指摘し、少しでも今後の労働運動の前進に役立てばという思いからである。

堀江正規氏の責任編集になる講座『労働組合運動の理論』（全7巻、大月書店）は、1970年前後の左翼労働組合運動の理論状況を明瞭に示している。このなかで例えば、大木一訓氏によって、福祉国家は次のように批判されている。「当面する労働組合運動が、労働者の生活と権利を守るたたかいを現代日本における一般的民主主義のたたかいの一環として明確に位置づけ、右翼改良主義や反共主義・経済主義を克服して、広範な労働者大衆・勤労人民の切実な要求と闘争エネルギーを国家独占資本主義=現代『福祉国家』にたいする一大政治闘争として持続的に組織しうるかどうかは、『70年代』のわが国階級闘争の展望にとっても重要な課題である」。^(注32) 「現代の改良主義は国家独占資本主義の不可欠な構成部分であり、『福祉国家』論はその必然的な随伴現象なのである。それとの闘争は労働組合運動にとっても今日非常に重要な課題である」。^(注33) 「労働組合の発展による現代資本主義国家の変質とは、今日の改良主義=『福祉国家』論者がみずから金融寡頭制の一走狗と『変身』したことの告白にほかならない」。^(注34) 以上のように「福祉国家」は全面的に否定されている。この批判の背後には「現代の貧困」に対する次のような認識がある。「労働者階級の貧困化は独占資本主義の確立・発展にともなって急速に進行した。・・・今日の資本主義が第二次大戦前の資本主義とは異質のものであり、現代の貧困と1920~30年代の貧困とは本質的には異なったものであるかのように主張することは、『福祉国家』論につうじる修正主義にほかならない」。^(注35)

ここでは1970年当時の貧困が1920~30年当時の貧困と同質のものであることが強調されおり、社会民主主義的福祉国家が成し遂げてきた成果はまったく評価されていない。スウェーデンについても次のように触れられている。「独占資本主義は改良主義者と協力して、労働協約をつうじ、また国家独占資本主義の諸政策をつうじて労働者の闘争をたんなる経済闘争へ転化し、労資協調へひき入れようと努力しており、一定の成功もおさめてきた（たとえばアメリカ、スウェーデン、イギリスなど）のであるが、しかし、その限界は最近いよいよあきらかとなりつつある」。^(注36) こ

(注32) 大木一訓「現代『福祉国家』と労働組合運動—今日における改良闘争の意義と性格」『労働組合運動の理論 第4巻』大月書店、1970年、17ページ。

(注33) 同上書、21ページ。

(注34) 同上書、31ページ。

(注35) 同上書、33ページ。

(注36) 同上書、48ページ。

こでは、アメリカとスウェーデン、イギリスを一括して同質のものと把握する誤りを犯している。かくして、ここでは日本の労働者階級が「福祉国家」といかに闘うかが課題となった。^(注37) 当時の情報不足の時代にあって、このような認識がなされても筆者としては全面批判する気にはなれない。しかし、後にみるように、労働組合運動の理論面で責任ある地位にいる人が、35年以上経った現在でも同じような主張をされることには疑問を呈せざるを得ない。

最近、大木一訓氏は、「中国経済の発展と現段階をどうみるか」^(注38) という論文のなかで、中国について「労働運動・民衆運動の未来を展望しつつ」論じているが、そこでの中国評価は非常に高い。

「一 中国経済発展の道のり」「二 中国経済発展の現段階」を論じた結論部分では、次のように述べている。「以上、中国経済の『新しい段階』とは何か、を見てきた。それは一言でいえば、中国が経済の分野においても、国内外で『人をもって本となす』政策を具体的に追求する段階に入ったということである。『人をもって本となす』政策とは、『全面的で調和のとれた、持続可能な発展観』のもとに『経済・社会と人間の全面的発展・成長』を実現していくような政策である。それは二十一世紀における、これまでに例を見ない、まったく新しい『社会主义社会建設』への挑戦だと言ってよいであろう」。

また、「門外漢」と自称して論じている「三 中国の現状評価をめぐる問題点」「四 中国経済発展の世界史的意義」では、日本の労働運動を進めていく上で無視できない指摘が多々みられる。しかし、ここでは筆者のスウェーデン研究との関わりで無視できない点についていくつか指摘したい。大木氏は、「要するに、手放しの規制緩和と労働条件切り下げがすすんでいる日本の労働市場とは違って、中国の労働市場は、『社会主义近代化』の進行とともに、いっそう公正な社会的規制のもとに置かれつつある。」^(注39) という認識を表明している。また、つづけて次のように述べている。

「近年の中国労働組合運動の発展には目覚しいものがある。」「近年の未組織の組織化は、目標を期限の半分で達成してしまう勢いで前進している。」「その運動の発展のなかでは、団体交渉をし、労働協約を締結する運動を全国的に展開し、63万5,000社（組合のある企業の48.7%）、8,000万人余りの労働者に協約を適用させる成果をあげている。」

「中国の私有部門では、臨時、期間、請負などの不安定な低賃金労働者が数多く働いている。それらの底辺労働者を労働組合が組織化するまでにはなお時間が必要であろう。しかし、今日の中国政府は、労働組合の前進を積極的に支援しており、その運動と組織化の前進は、今後ますます低賃金と貧困化への『反対に作用する要因』として育っていくに違いない。中国の低賃金をい

(注37) 詳しくは、拙著『福祉国家・スウェーデンの労使関係』ミネルヴァ書房、2005年、第4章を参照されたし。

(注38) 『経済 NO.110』2004年11月号所収。

(注39) 同上書、43ページ。

つまでも活用できると考えるのは幻想である—すでにその声は、中国進出企業経営者の間からも聞こえてくるようになっているのである」。^(注40)

ここで大木氏は、中国の労働組合が政府の積極的支援のもとに労働者のための労働組合に育っていくであろうとの期待を述べている。しかし、ここで問題となるのは、中国労働運動の量的・質的側面からの正確な現状把握であるが、それとともに無視できないのは、政党と経営者や労働組合の関係である。労働組合の政党や経営からの自立は、労働組合運動にとって不可欠の条件である。この点の指摘が全くないのは片手落ちといってよいだろう。中国の労働組合が労働者の要求を掲げて、どの程度自主的で民主的な運動を展開しそうになってきているのかは、中国の民主化を判断する上での試金石といってもよいだろう。

われわれがソ連や東欧の崩壊から第一に学んだことは、党や政府がどう言っているかではなく、現実がどうなっているのかを直視することではなかっただろうか。その意味で、日本の労働組合運動が現実の中国の労働組合運動から何を学べるのか、あるいは学べないのであるか、現実に依拠して真剣な論議が必要な時であろう。以上は、大木氏の「読者の率直な批判や助言」の要請に対する私の感想の一端である。

現在、日本の労働運動にとって本当に必要なことは中国の労働運動から学ぶことなのであろうか。社会主义社会を当面の目標と考える人が中国やベトナムと言いたい気持ちは分らないでもない。しかし、日本の労働運動は、やはり労働運動の先進国から学ぶべきなのではないであろうか。大木氏はこれも否定している。

大木氏は中国についての論文の注のなかで、スウェーデンなどの北欧諸国を次のように暗に批判している。「中国の指導者たちが思い描いている社会主义像は北欧的な福祉国家ではないか、という憶測をよく聞くが、疑問である。北欧諸国といえども、経済的には多国籍企業の支配する、高度に発達した資本主義国である。したがって、こうした『憶測』は、①中国の『社会主义市場経済』も結局は先進資本主義に収斂される、②中国社会を突き動かしている社会法則も、基本的には資本主義諸国と同一のものだ、という認識を、客観的には前提としていることになるからである。むしろ、これまでの中国経済発展の流れからすれば、中国社会は、資本主義的な制約を超えるより高次の市場経済と人・社会・自然の調和を目指すことにならざるをえないであろう」。^(注41) 大木氏は、「中国の指導者たちが思い描いている社会主义像は北欧的な福祉国家ではないか、という憶測をよく聞くが、疑問である。」と述べているが、筆者は寡聞にしてそのような話を聞いたことがない。この点はともかく、この文章から日本の研究者や労働者は何を読み取ることになるのだろうか。

現在では北ヨーロッパ型の福祉国家を否定する左翼の労働運動研究者は少なくなったが、しか

(注40) 同上書、43~44ページ。

(注41) 同上書、54ページ。

し、それでも依然としてそれなりの力を運動のなかに保持している。仮に、未来像として日本の社会主義像を描くにしても、福祉国家の延長線でしか社会変革を考えられなくなっている現在において、社会主义・中国を美化することがはたして日本の労働・社会運動にとってメリットがあるのであろうか。私は、やはり、労働・社会運動の先進国の経験に学び日本の労働運動も社会民主主義的「福祉国家」の旗を高く高く掲げるべきではないかと思う。その上で、NPO・NGOや協同組合運動など各種の市民運動と連帶することである。いまさらという人もいるであろうが、この困難な世界状況の下で、労働者や市民が可能な限りボーダレスに、またグローバルに連帯していく以外に、世界的危機を乗り越えることはできないだろう。

大木氏は「戦後の労働運動と課題」という報告のなかで、戦後60年の労働運動を考える上で留意すべき点として次のように述べている。「一つは、労働者の労働と生活から見ても、戦後60年にわたる日本資本主義の矛盾の展開は、今日行き着くところまで行き着いて、いまや崩壊し壊死しつつある、と言われるような状況に陥っている。この状況を打破できるのは、職場・地域からの民主主義再生の運動しかない。そのことが日に日に明らかになっているのが、今日の情勢だ。二つには、この民主的変革の運動を中心的に担い、発展させていくうえで、階級的な労働運動のはたすべき役割が非常に重要になっている。戦後労働運動は、その出発点で三つの運動潮流から構成されていました。階級的潮流と社会民主主義的潮流と右翼的潮流です。しかし、70年代後半から80年代にかけてまず社会民主主義的潮流が解体・消失していき、相前後して右翼的潮流の運動の多くが企業の労務管理体制の中に飲み込まれていった。いまや労働運動としてその存在を主張しているのは、少数派であるとはいって、階級的運動の伝統をうけつぐ運動だけです。三つには、1990年代いらいの、いわゆる『グローバリゼーション』の進展のもとで、戦後60年にわたって労働運動が前提としてきた資本蓄積様式や搾取・支配の構造が大転換をとげるようになってきたことです。これまでの労働運動の常識の多くが通用しなくなり、新たな時代状況に見合った運動の戦略・戦術や、運動の組織や枠組みを創造していかなければならなくなっています。要するに、労働運動の面から見ても、一つの時代が終わり、新たな時代が始まっている、そういう歴史的転換点に私たちは際会しているのだと思う」。^(注42) また、こうも述べている。「私は、長年にわたる企業の労働組合支配に終止符を打たせる日が確実に近づいてきていると思います。この点でもプロ野球選手会のたたかいは大きな可能性を切り開きました」。「日本の労働運動は、これまでとは異質の運動へと転換しつつある」。^(注43) しかし、「問題は新しいこれからの運動の担い手」の「見通しがつくまでには至っていない」ことである。

ここでの疑問は一応置くとして、本当に大事なことは多くの労働者の要求や労働組合運動の目的を明確にし、そのための組織づくりや運動をどう構築していくかということではないか。「社会

(注42) 大木一訓「戦後の労働運動と課題」『経済 NO.119』2005年8月号、24~25ページ。

(注43) 同上書、26ページ。

民主主義的潮流が解体・消失」とされているが、本当にヨーロッパの社会民主主義的労働運動が成し遂げてきた成果を日本の労働運動は無視して前進できるのか。全労連が掲げている「もうひとつの日本」というスローガンの中身が「安心、平等、平和、働く仲間が元気の出る社会」ということであれば、これはスウェーデンなど北欧の社会民主主義的福祉国家が追求してきた課題とほとんど変わらない。今では、全労連のなかにも連合の中にも、また一般市民のなかにも、現在の日本は社会主義ではなく現に存在するスウェーデンなど北欧型福祉国家に学ぶべきだとする人が少なくないことは後にみる通りである。これは日本の「階級的労働運動の伝統」を受け継げばすむという問題ではないだろう。

(5) 「スウェーデン型福祉国家・社会」への期待

「社民的福祉国家」や「スウェーデン型福祉国家」に期待を寄せる研究者は、現在では決して少なくない。この点について、新川敏光氏が次のように述べているのは興味深い。「ただ社会党の失敗とは別に、わが国における社会民主主義の可能性を考えてみた場合、その客観的条件はむしろ整ってきたといえる。新たな社会民主主義の可能性についてはいまでもなく、伝統的社民の結集軸の重要性が高まりつつあるように思われる所以である」。^(注44) 新川氏はその理由として次の三点を挙げている。「第一には、低成長期に入って所得格差は確実に広がっている。……第二に、90年代に入ると、ホワイトカラーや中高年層に『リストラ』が広まっており、年俸制の導入と相俟って、終身雇用、年功賃金の大幅な見直しが始まっている。企業横断的な人材の流動化、外部労働市場の積極活用は、雇用者の企業への忠誠を建前としても切り崩し、翻って企業横断的な労働者の団結を、少なくとも労働の一定部分においては促進する効果を持つといえる。第三に、企業福祉の見直しは、雇用者の企業依存からの脱却、公的福祉拡充の流れを作り出す可能性がある」。そして今後、「分配を巡る政治がクローズアップされることは必至」と述べている。かくして、「わが国では、新たな社会民主主義と同様に、あるいはそれ以上に伝統的社会民主主義の重要性が『発見』される可能性も十分にある」。^(注45)

また、北欧諸国を「新社会民主主義」と呼んで、これこそが「望ましい社会」としているのがスウェーデンの教育に詳しい伊藤正純氏（桃山学院大学教育研究所名誉所員）である。世界経済フォーラムは、毎年、国際競争力ランキングを発表しているが、スウェーデンだけではなく北欧諸国はすべてランクインが高い。それは何故なのかと問い合わせ、次のように述べている。「教育レベルが非常に高くIT化が進んでおり、今日の知識社会にもっとも適合しているからです。社会が平

(注44) 新川敏光「社会民主主義と労働運動」「労働運動－その今日と明日を問う」生活経済政策研究所、2000年4月、17ページ。

(注45) 同上。

等なほど、全体の教育レベルは高くなるのです。これはPISAの調査で実証されています。エリートはエリート教育だけ行っても育たないので。むしろ、教育の機会均等を保証し、教育レベルの低い人の底上げを図る政策をとった方が、社会は安定し、かえってエリートは育つのです。スウェーデンの教育問題を研究するなかで、私はこのように考えるようになりました。いま日本はアメリカの真似をしようとしています。しかし、アメリカは基軸通貨をもった特権国家なのです。基軸通貨をもたない国が真似をしても同じように行くわけがありません。エリート教育でもアメリカの真似をしようとしていますが、アメリカのエリートの多くは外国人なのです。アメリカは頭脳流入国家ですが、日本は頭脳流出国家になっても、頭脳流入国家にはなれないので。北欧諸国の高い競争力の話をしましたが、いま世界で二つの経済思想が拮抗していると、私は思っています。アメリカ型の新自由主義と北欧型の新社会民主主義です。私が支持するのはもちろん新社会民主主義です」。^(注46)

『賃金と社会保障』誌で「高度福祉国家（民主的で大きい政府）」を目標として掲げることを主張しているのが小谷崇氏であり、次のように述べている。「今日の革新派の大衆運動の多くは、『民主的なルールのある資本主義をつくろう』等と、資本主義の改革を大きな目標にしている。それも結構であるが、昔の（旧ソ連型などの）社会主義に代わる『新しい未来（または将来）社会』の実現をハッキリした目標にしなければ、いまひとつ元気が出ないのでないのではないか。私は、スウェーデン型（またはEU型）福祉国家を、『資本主義から社会主義への移行形態』と見、日本でも高度福祉国家（民主的な大きな政府）をつくることを目標にしたいものと考えている」。^(注47)

最後に、4年前に設立された北ヨーロッパ学会の設立趣意書の一節を掲げておきたい。

「東西冷戦が終焉した1990年代以降、わが国の経済は混迷を続け、将来への展望が開けず、また明確なビジョンを欠いたままアメリカが主導するグローバル化の流れにただ追従する風潮がみられます。しかし、地球環境問題の深刻化やわが国の人口構造の高齢化、少年犯罪やテロなどの深刻な社会問題には、アメリカ型の市場万能主義では対応がかなり困難であることが明白になってきました。また、アジアを中心とする国際化は確実に進行していますが、アジアでもIMFが主導する性急な市場万能モデルが、かえって社会・経済の混迷を招いております。財貨、サービスおよび人の国境を越えた交流や情報のグローバル化は益々盛んになることが予想されますが、グローバル化が多様な文化を破壊することになれば、人類にとって大きな損失だといえましょう。さらに、アメリカ一極主導型のグローバル化によっては、今後も多発することが予想される地域紛争の原因を根絶することは難しいと言えましょう。

これに対して、近年世界的に、北欧諸国や、北部ヨーロッパ諸国の社会・経済の動向が注目され、わが国でも関連する著書、論文が急増しています。この事実は、日本の政・官・財のリーダー

(注46) 伊藤正純「歪んだ景気回復一働く者の取り分は？」『職場の人権 第39号』2006年3月、35ページ。

(注47) 小谷崇「小泉構造改革とは何であったか？」『賃金と社会保障 No. 1400』2005年8月下旬号、20ページ。

一達が従来よりどころとしてきたアングロサクソン・モデルに対して、識者が疑問を感じている証拠であると言えましょう。事実、北欧諸国や北部ヨーロッパ諸国は、バブル崩壊後の1990年代に構造改革に成功し、新しい経済成長を始動させたばかりでなく、地球環境問題、ITなどの先端分野、福祉、公共交通機関、地域経済などの分野でも持続可能な成長モデルの実験を始め、世界の注目を集めております。混迷する時代にあって、北ヨーロッパの社会、文化、歴史の研究を深化させ発信していく意義は高まっていると思われます。」

ここにも見られるように、アメリカ型なりアングロサクソン・モデルに疑問を感じている人は決して少なくない。今こそ、スウェーデンなどを参考にした社会民主主義的福祉国家を労働組合運動の目標として掲げることが、「もうひとつの日本」を実現する上で必要なのではないか。各人が各様のイメージを持つような目標の提示では運動を大きく広げることは不可能だろう。

その場合、中心に座るべきは北欧的あるいはスウェーデン的に衣替えした社民党であり、それを共産党や各種ボランティア団体などが支え、民主党の一部との連合をも目指す。その際、全労連や連合・全協などの労働運動は政党から独立した団体として「社民的福祉国家」建設の一翼を担うことになる。労働組合は特定政党を支持母体である必要はなく、社民党、共産党やNPOなどのボランティア活動を結びつける接着剤たるべきであろう。原点に戻るようではあるが、それが日本にとって「福祉国家・社会」建設の一番の近道なのではなかろうか。そのためにも「平等・公平」の追求は不可欠である。社会・労働運動や市民運動の昂揚は、共産党の躍進にとってもマイナスにはならないだろう。スウェーデンから学ぶとしたら、日本にとって今でも、この布陣が最善ではないかという気がする。これ以外に、日本を革新する主体を見出しにくいのではないか。その意味では、憲法改正の阻止に向けて共産党と社民党の話し合いや共闘が進んでいることは高く評価されよう。この点について、朝日新聞は「昔の夢よ再びですか」という半分茶化したような社説を掲げて次のように述べている。「旧社会党は80年に公明党と『連合政権合意』を交わし、共産党排除に転じた。以来、社共両党の関係は四半世紀にわたり冷え切ってきた。ここへきて歩み寄りの動きが出てきた背景には、両党の、とくに一線党員たちのせっぱ詰まった危機感がある」。「とはいって、改憲を含め自民党と同じ土俵で競い合うという民主党が、実のところ自民党との違いを打ち出しあぐねているなかで、共産、社民両党が『護憲』の旗を立てて共闘する意味は小さくない。前原執行部は改憲に前のめり気味でさえあるものの、党内や支持層には慎重論も少なくなからだ。民主党内の護憲派を緊張させ、路線論争の行方に影響を与える可能性もないとはいえない。小さな石だが、市民団体や労働組合など政党を超えた連携に広げられれば、波を呼ぶこともあるかもしれない」。^(注48)

スウェーデンをはじめとする北欧の「社民的福祉国家」が「持続可能な社会」を目指して、多

(注48) 朝日新聞 朝刊、2006年2月15日。

くの困難を抱えながらも苦闘している現在、世界の自然環境を守りつつ誰もが安心して生活しうる「福祉国家・社会」の建設に努力することはアジアの先進諸国・日本の責務といってよいのではなかろうか。

社会民主主義型福祉国家・社会とは、どういう国家・社会なのか。福祉国家とはいっても、現実にはヨーロッパのみならず北ヨーロッパ諸国においても、国によって少なからず違いがあることは事実である。ここでは主として、私がスウェーデンの調査・研究を通じて学んだことを素材としているが、それでは福祉国家・スウェーデンのどこが優れているのか。それは一言で言うと、政府や労働者・市民・国民が本気で国民ひとり一人の生活の安定や能力の発展を考えているからである、ということができる。日本の自民党政府の政策のように、経済が成長・発展すれば自動的に労働者・市民・国民の生活がよくなるというような曖昧なものではない。しかも、日本の小泉政権の新自由主義政策の場合には、国民の所得格差の拡大を容認するどころか奨励している。これに対する、真に国民の立場に立った社会像の対案の提示は労働組合運動にとっても重大な責務といえる。

福祉国家の建設になると予想される一番の障害は経営者とともに大企業の企業別労働組合であろう。これまでにも日本の「企業社会」の土台が縮小し、あるいは崩れつつあるという指摘は多くの論者によってなされてきた。それは福祉国家建設の環境が成熟しつつあるとみることもできるであろう。このような時代こそナショナルセンターは社会民主主義的福祉国家の旗を高く掲げ続けることがきわめて大事である。労働者のみならず市民・国民に頼りにされる労働組合運動の構築、そのための要求づくり、社会構想の提示が必要である。しかし、その際注意しなければならないことは、労働・社会運動が経済・経営を破壊することがあってはならないということである。スウェーデンの、かつての「レーン・メイドナー・モデル」のように経済・経営と労働がともに発展する道を模索すべきであろう。

例えば、賃金については、労働組合の賃金要求が「年功賃金」の執着に止まる限り公正・平等を原則とする福祉国家の建設は困難である。『賃金と社会保障』誌においても、木下武男氏の賃金論が繰り返し掲載されることは記憶に新しい。木下武男氏は『日本人の賃金』（平凡社新書、1999年）のなかで、「仕事給の世界における賃金」ということで、次のように述べている。「年齢別賃金カーブがフラットであっても生活できる社会システムをつくることが仕事給では不可欠です。そのために必要なことは三つあると思われます。一つは、労働組合が仕事給に対応する新しい最低基準や各段階の賃金水準を含めて、賃金のアップを求める運動を産業別にまた全国的にも展開することです。それは個別企業に影響を与えるでしょう。二つには、それぞれの家計の維持は、家族を形成している場合には、共働きが前提になります。・・そのため、雇用・賃金における男女平等、そして両性の家族責任が不可欠になります。三つには、社会保障・社会政策の充実です。・・住宅・教育・老後など加齢とともになる個人の経費と、子どもの養育など次世代の再生産

の費用を社会制度によって支えること、総じて、日本の企業社会・企業国家を新しい福祉国家に転換することが、年功賃金から仕事給への移行にとって、決定的なモメントになるでしょう」。^(注49) ここでは企業社会・国家の「新しい福祉国家」への転換が強調されているが、労働組合運動としては、連帯賃金（同一労働同一賃金）や賃金の社会化を押し進めつつ査定幅の縮小と客觀化^(注50) を図り、労働者の連帯を強化する戦略が求められよう。最低賃金制や同一労働同一賃金制、普遍主義的な社会福祉への取り組みは、雇用や生活が不安定化する労働者の連帯を押し進める上での柱となろう。^(注51) 非正規労働者を放置したまでの福祉国家建設は、それ自体矛盾であり不可能である。

おわりに

筆者は北欧の社会民主主義的福祉国家が困難に直面し労働者・市民の生活を守るために苦闘していることを承知でこの文章を書いている。先にも指摘したごとく、一国福祉国家主義の限界も多く人の指摘するところである。また、石原俊時氏は次のように述べている。「今やスウェーデンの一国福祉国家主義のアイデンティティは崩壊してしまった。そして、スウェーデン社会民主主義は、『国民運動』の生成・展開から福祉国家成立に至る過程を通じて受け継がれてきたスウェーデンにおける近代の遺産を継承しつつ、国民国家の枠に留まらない新たなアイデンティティを如何に形成し、どのように新たな次元で自由、平等、豊かさを実現していくかという問題に直面している。しかし、幸いにしてそうした問題を解決することができたとしても、労働運動の団体生活が、その際の社会的連帯の基盤としての役割を果たせるのかどうかはわからない。また、その扱い手は、もはや社会民主主義と名乗らないかもしれない」。^(注52) しかし、それにもかかわらず日本の労働運動は北欧などの社会民主主義的福祉国家の水準を守ろうと闘う姿から多くを学びうるし、また、それを日本の福祉国家建設に役立たせうるのではないかとの筆者の思いは強い。

性差別問題は女性と男性の連帯なくしては解決しない。年功賃金からの脱却の問題も男女や年齢・世代間の連帯なくしては最終的には解決しない。大企業労働者の相対的高賃金・長時間・過密労働と中小企業労働者の低賃金・長時間労働、さらには非正規労働者の低賃金・不安定就労・無権利状態は相互に関連しており、すべての労働者の連帯なくしては解決しえない問題である。これらの問題を社会主義と直結した労働組合運動で解決しようとすることは、現状からして不可能というべきであろう。現在の労働運動にとって大切なことは、批判し合うことではなくて、日

(注49) 木下武男『日本人の賃金』平凡社新書、1999年8月20日、171～172ページ。

(注50) 人事考課（査定）については、遠藤公嗣『日本的人事査定』ミネルヴァ書房、1999年、黒田兼一「職能資格制度と人事考課－『能力主義』から成果主義へ－」『新・日本の経営と労務管理』ミネルヴァ書房、2000年などを参照されたし。

(注51) 山下東彦『戦略としての労働組合運動』文理閣、2005年参照。

(注52) 西川正雄・松村高夫・石原俊時『もう一つの選択肢』平凡社、1995年9月、190ページ。

本の労働運動がどうあるべきか、について可能な限り多くの人が議論し連帶することである。

筆者のみる限り、『賃金と社会保障』誌に限らず、賃金・所得の社会化を重視した論文は少なかったように思う。福祉国家論で「脱商品化」として議論されたり、労働運動でも社会保障・福祉闘争として扱われることは多いが、日本の労働運動が意識的に「社会化」や「連帯賃金（最低賃金）」「同一（価値）労働同一賃金」を追求する姿勢は非常に弱かったのではないだろうか。私は『賃金と社会保障』誌を見るたびに、両者を結ぶ結節点は「社会化」「脱商品化」ではないかと思っていた。これは黒川俊雄先生の「労働力再生産費の社会化」の主張に教えられて以来の思いである。新自由主義、規制緩和や「小さな政府」の主張が政府・マスコミに蔓延している中で、あるいはヨーロッパの社会民主主義的福祉国家が困難に直面している現在になって、何を今更、日本で社会民主主義的福祉国家の追求か、と批判されそうであるが、多くの日本人にとって分りやすいのは、戦後の労働運動の経験や反省を踏まえて、社会民主党や共産党に加えて、民主党の左派やNPO、NGOやボランティア組織など自主的な運動を展開している数多くの市民運動グループを含む政治運動を睨んだ労働運動を強力に推し進めることではないだろうか。自民党や民主党の一部右派からは今更労働組合の出番はないと、強力に批判されそうであるが、これこそが混迷する日本社会の変革に必要とされているのではないかだろうか。

民主党の前原誠司前代表が連合の大会に出席し「脱労組」を宣言して物議を醸した。しかし、これは日本国民にとって歓迎すべきことかも知れない。自民党と民主党が「脱労組」化し、労働組合が社民に一本化するのが現時点では最も好ましいように思える。もちろん共産党を支持することもあり得よう。しかし、社民党と共産党が労働組合の内部で権力争いをすることは労働者・国民のためにならず経営者や資本家が喜ぶだけである。労働者階級は、誰がなんと言おうと国民の多数派である。労働組合は労働者・国民の生活と権利をまもるために欠かせない組織である。この労働組合は社民党に一本化するのかベストである。社民党と共産党は選挙で政策で競うべきである。それが結果として、左翼の強化につながるのではないか、そんなことをスウェーデンの経験は考えさせてくれる。スウェーデンなどの経験をみていると労働組合運動のヨーロッパ的社民への一本化が日本の左翼や共産党の後退に、必ずしもならないのではないかと思う。

平和憲法の否定や侵略戦争・戦犯の美化という驚くべき動きが現実に進められている。戦争は国民の権利である健康で文化的な生活や基本的人権、自由を脅かすものであり、その意味で、「憲法第九条」は日本国民が失ってはならない当面の共通する最重要課題である。

その点で、両党の党首会談が行われたり、「教育基本法・憲法の改悪を止めよう！」の全国集会に共産党の副委員長とともに社民党党首が挨拶するなど、社民・共産共闘の進展は注目される。また、五十嵐仁氏が「連合と全労連－共同への新たな胎動」という文書のなかで両ナショナルセンターの共同の発展への期待を述べているがまったく同感である。「今日の厳しい経済・労働情勢を考えれば、労働組合が持てる力の全てを結集して取り組まなければ事態を開ききれないことは

明白です。組合のエゴを優先して労働者や市民全体の利益を見失うなら、労働組合への信頼も労働運動の正当性も失うことになるでしょう。労働組合の信頼回復と労働運動の再活性化への鍵は、一致する要求での共同と統一にこそあります」。

地球の温暖化・砂漠化や空気の汚染など自然環境の破壊も急速に進んでいる。社会民主主義的福祉国家は当然これらの課題に対処することになるだろう。かくして韓国、中国や他のアジア諸国との協力は可能となり、その先進性において高い評価を得ることもできるだろう。これを担う国家・社会の建設は日本の歴史の見直しとともに進むことになる。これが「経済大国・日本」が次に目指すべき「平和・生活・平等・環境大国・日本」の姿であろう。そのためには労働者や市民の連帯のみならず、民主的な研究機関の協力・共同・連帯も不可欠である。

G. エスピニン・アンデルセンは、その著『福祉資本主義の三つの世界』の「日本語版への序文」のなかで「日本型福祉国家をどのように理解するのか」。^(注53) という点について「日本型福祉国家の定義に関する最終的な判定にはもうしばらく猶予が必要があるというのが、現在のところ可能な唯一の結論である。」と言いつつ、次のように述べている。「日本の福祉システムは依然として可塑的で、形が定まらない状態にあるというのは、むしろ幸いとも思える。企業福祉や家族福祉が厳しい状況に置かれているとするなら、福祉国家が残余主義を放棄せざるを得なくなるのも間違いないから。ただし、さまざまな負の効果を伴うアメリカ流の対応を日本が見習わないならば、であるが」。^(注54) しかし、その後、日本が小泉政権の下でアメリカ流の新自由主義路線、規制緩和路線を邁進し「残余主義」を放棄するどころか、推進していることはここで指摘するまでもないだろう。

しかし、筆者の主張についても、宮本太郎氏の拙著への書評での次の指摘にもみられるような困難な課題があることも確かである。「北欧社会民主主義についての情報も、・・・かつてに比べれば精度の高い情報が流通している。だが、こうしたなかで、政党や労働組合が北欧社会民主主義の経験に学ぶという態度に転じるか、あるいは仮にそうなったとして、それがすぐに日本の政治と社会の地殻変動につながるかといえば、そのような見通しは決して高くないよう思う。

そう判断せざるをえない理由は複数あるがここでとくに触れるべきは北欧社会民主主義という経験と日本社会の現実との関係という問題である。現状を見ると、すでに社会民主主義への転換を鮮明にした旧社会党の諸勢力を含めて、独自の政治勢力として影響力を拡大してきているとは言い難い状況がある。たとえば社民党が、もっと北欧色を強めればその前進が保障されるとは思えない所以である。

政党や労働組合の態度もさることながら、解体しつつある日本型資本主義レジームのなかで働き、生活する人々の実感のなかに、北欧社会民主主義や福祉国家という处方箋を容易に受け入れ

(注53) G. エスピニン・アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房、2001年、x iiiページ。

(注54) 同上書、x ivページ。

がたくしているものがあるのではないか。日本社会の現実を見ると、そのような仮説を否定できなくなる。北欧の経験が日本では役に立たないというのではもちろんない。ただ、北欧の経験を日本に活かそうとするならば、人々の実感に沿いながらその活かし方を考える必要があるというのである。

日本とスウェーデンのレジームを比較すると、日本の社会保障支出がきわめて限定されていても、それを補うかたちで様々な保護・規制政策や公共投資が展開されてきたことに気づかされる。こうした利益誘導は不透明なものであるから、人々の不信はいや増し、この国では努力していないものに対する悪平等や保護がまかりとおっているのではないかという思いがつたり、新自由主義的な改革議論とむすびつく。比較論的には税負担は低くとも、それだけに公共サービスの恩恵を感じる場面が少なく、行政や政治への信頼の欠如とあいまって増税は困難になる。かといって、アメリカ的な反国家的ポピュリズムが確立しているわけでもなく、労組を含めて市民社会セクターの連帶と凝集性が弱い。

このようななかでは、平等や連帶の価値を掲げる労使関係や福祉国家を、一つの政治経済体制として積極的に受け入れていくという条件は、実は十分に整っているわけではない。しかし、他方において、企業や家族の揺らぎのなかで個人の自律を助け、閉塞感に満ちた社会で人々の選択肢を広げていくという、北欧型福祉国家の新たな可能性が明らかにされるならば、また事情は異なってこよう。つまり、北欧社会民主主義や福祉国家と、日本の現実の接点については、もっと多角的に考えてみる必要がありそうなのである」。^(注55)

宮本氏の指摘はきわめて正鵠を得た指摘であろう。しかし、私の実感では全労連などの労働運動に真剣に取り組んでいる労働者の中には、北欧型社会民主主義的福祉国家の現実を正確に知ったなら受け入れてくれる人が結構多いのではないかと思っている。市民の中にも北欧型福祉国家に憧れている人は少なくない。しかし、現実は宮本氏の言う通りであろう。また、「北欧の経験を日本に活かそうとするならば、人々の実感に沿いながらその活かし方を考える必要がある」という指摘もその通りであろうが、それに対しては、まずはできるところからやる以外にないし、また、できるだけのことをやる以外にはない、としか答えることはできない。世界的にも雇用・生活不安が深刻化し自然環境の破壊が急速に進むなかで、自覚するものが自分の場から行動を起こし、可能な限り連帯・共闘し合う以外に日本の、さらには世界の展望は開けないのでないか。日本や世界の自覚する勢力との連帯・共闘こそ目指すべき道であろう。

小泉内閣に典型的にみられるような市場万能主義の諸政策に代替案が提示できないようでは労働組合運動自体が、今まで通りの経営に従属する運動か、あるいは批判に終始する運動の継続にしかならないであろう。労働組合運動が社会民主主義的福祉国家を目標として掲げる以上、今

(注55) 宮本太郎「書評と紹介—猿田正機『福祉国家・スウェーデンの労使関係』」『大原社会問題研究所雑誌 No.553』2004年12月、72ページ。

自民党・公明党の政治を変革したいと願う組織や個人と連帯し団結することは不可欠であり、それは可能であろう。それはまた、世界の先進諸国などの労働組合運動の大きな流れと連帯することによって世界の民主化運動の重要な一翼を担うことになろう。日本の労働運動は、その方向へ大きく舵をきるべきだろう。

ヨーロッパが先頭を切って進んできた福祉国家が今後どのようにしていくのか、を述べることはできないが、次の二点は触れておきたい。

一つはトマス・マイヤー氏の「次代の福祉国家」の指摘である。氏は「新しい福祉国家の流れ」は次のような4つの特質をもったものとして描くことができるという。(1) 家族の重視、(2) 教育・訓練の重視、(3) 福祉国家の財源確保を、グローバル化された市場での持続可能性がより高くなるような形で行うこと、(4) 労働市場分断の解消、の4つである。そして言う。「これらの政策は、21世紀の最初の10年間における福祉国家改革の趨勢を示すものである。このような新しい福祉国家は、単に福祉の供給を減らすというものではない。それは多くの点で黄金期における福祉国家よりも公正であり、かつ生産性をより重視したものなのである。しかしながらそれは、単なる現金給付をすべからく縮小するものであり、また、健全な生活を送るのに必要な最低限を越える生活水準と社会的包摂の保障については、その負担の一部を個人に移し変えるものである。だが、こうした福祉国家こそが、グローバル化の時代においては持続可能なものとなるであろう。そして、こうしたグローバル化と取り組む戦略をとる福祉国家ですら、多くの点において、グローバル市場の政治的・社会的な再『埋め込み』を相当程度必要とするであろう」。^(注56)

もう一つは、「市民社会民主主義(civil-societal democracy)」についてである。宮本太郎・小川有美の両氏によると、「市民社会民主主義とは、必ずしも厳密な思想的、原理的な考察に裏付けられたタームではなく、ヨーロッパ社会民主主義の挑戦のなかに私たちが見出す一つの可能性を示した言葉である」。^(注57) ということである。この市民社会民主主義と労働組合との関係については、「市民社会像の転換を前提に、労働組合が『市民社会の社会運動』(篠田武司)として発展していくことが一つの方向となろう」。^(注58) 「社会民主主義政党と労働組合は『近くで遠い関係』に入りつつある。この両者が、それぞれの自己改革と併せて、その関係をいかに成熟させていくかが、市民社会民主主義の正否に大きく影響することは間違いない」。^(注59)

ヨーロッパ社会民主主義がどういう道を辿るのか、あるいは、ポスト一国福祉国家やポスト社会主義市場経済がどういう政治・経済・経営・社会システムになるのかは興味ある課題であるが、この論文のテーマを越えている。

(2006年3月30日 脱稿)

(注56) トマス・マイヤー「20世紀における社会民主主義とその未来—福祉国家の再検討—」山口二郎・宮本太郎・坪郷実『ポスト福祉国家とソーシャル・ガバナンス』ミネルヴァ書房、2005年、41ページ。

(注57) 宮本太郎・小川有美「市民社会民主主義は可能か」山口二郎・宮本太郎・小川有美編『市民社会民主主義への挑戦』日本経済評論社、2005年、8ページ。

(注58) 同上書、13ページ。

(注59) 同上書、14ページ。

(付記) 本稿は『賃金と社会保障』に掲載する予定であった。しかし、最後になって新編集長から丁重な「掲載できない」旨の電話を頂いた。「加藤好雄前編集長は、こんなことは考えておられなかつたと思う」、という趣旨のことが一番心に残っている。確かに、日本や世界の現状をみていると、いまさら社会民主主義的福祉国家か、と思われる人も少なくないことは本文中にも指摘した通りである。しかし、それでもスウェーデンなどのように中道左派の労働運動や政権を目標とする以外に、日本の現在の混迷を抜け出る道はないのではないか、というのが筆者の思いである。本論文が加藤前編集長の追悼論文として相応しいかどうかは分からぬが、これで彼との約束を果たすこととした。若干の文言の修正を除いて、そのままを掲載した。